

JIS 原案の新規作成及び既存 JIS の確認・改正・廃止に関する指針

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1 目的

この指針は、本協会が作成する JIS 原案の新規作成及び既存 JIS の確認、改正又は廃止を行うためのものである。

2 新規作成のための要件

新規に JIS 原案作成を申請する際は、次に示すいずれかの要件を満たすとともに、工業標準化法に適合（備考参照）していなければならない。

- (1) 本協会の協会規格を制定し、2年以上経過している。
- (2) ISO 規格があり、早急に JIS の制定が必要と認められる。
- (3) 本協会又は他の団体から原案作成の期待があるとの認識があり、早急な JIS 制定が必要と認められる。
- (4) 本協会が受託した公的機関の委託研究、調査研究等において、JIS 原案作成が成果に含まれている。

備考： “工業標準化法に適合”とは、“工業標準化法”第1条に述べられている工業標準化法の目的に適合することを言う。すなわち第1条には次のように述べられている。

“この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。”

3 既存 JIS の定期見直し

3.1 定期見直しの問合せ

JIS は原則として5年ごとに見直しを行うことになっていることに対応し、規格委員会は、JIS 制定後3年目に、前回の原案作成委員会委員及び関係者に対して、見直し時に次のいずれに該当するか問合せを行う。なお、改正又は廃止の回答に対しては、その理由を問合せる。

- (1) 確認
- (2) 改正
- (3) 廃止

3.2 定期見直しへの対応

3.2.1 確認の場合：規格委員会は、確認の回答を得た場合は、それに基づき財団法人日本

規格協会等の問合せ等に対応する。

なお、前回の原案作成委員会委員又は関係者が正誤票を出す場合は、本協会 JIS 原案作成委員会事務局（以降、事務局とする）に申し出る。事務局は財団法人日本規格協会と協議する。

3.2.2 改正の場合：規格委員会は、改正の回答を得た場合は、回答者に対して、本指針の箇条 5 に従って書類申請し、翌年度（JIS 制定後 5 年目）に JIS 改正原案を作成することを要請する。

3.2.3 廃止の場合：規格委員会は、廃止の回答を得る場合は、前回の原案作成委員会委員又は関係者に、廃止の理由を文書で求める。

なお、廃止する場合は、規格委員会は理事会の承認を得て財団法人日本規格協会に届け出る。

備考：“廃止の理由”としては、次のようなことが挙げられる。

- (1) 現内容を包含する新しい JIS ができ、当該 JIS の必要がなくなった。
- (2) 技術の進展により、当該 JIS は使用されなくなった。
- (3) 当該 JIS が技術の進展、経済の発展を阻害している。
- (4) ISO に基づく同じ内容の JIS ができた。
- (5) ISO 規格が廃止されたことにより、当該 JIS の存在理由がなくなった。
- (6) その他、特に廃止の必要性が高い（理由を明らかにする）。

4 財団法人日本規格協会等、外部との連絡・交渉等

JIS に関して行う経済産業省、日本工業標準調査会、財団法人日本規格協会等、外部に対する全ての連絡・交渉は、事務局を通して行う。

備考：本協会が受けた公的機関からの委託研究、調査研究等において JIS 原案を作成する場合は、申請方法及び報告方法とも当該公的機関の指示による。

5 JIS 新規原案及び JIS 改正原案の作成の方法

5.1 原案作成の手続き

JIS 新規原案及び JIS 改正原案（以降、両原案を「JIS 原案」とする）の作成の手続きは、次による。

- (1) JIS 原案を作成しようとする者は、規格委員会へ以下の事項を記載して申請する。
 - 1) JIS 原案の仮題
 - 2) 申請代表者名及び所属
 - 3) JIS 制定の趣旨
 - 4) その他
- (2) 規格委員会は、申請を審査し、適当と判断した場合は当該 JIS 原案作成委員会の仮委員長を決めて準備の依頼をする。

- (3) 仮委員長は、事務局と相談しながら JIS 原案作成の申請に必要な書類等を入手し、作成して事務局へ提出する。
- (4) 事務局は、申請書類を完成させ、財団法人日本規格協会へ申請する。
- (5) 規格委員会は、理事会に対して JIS 原案作成委員会（通常 1 年間の臨時委員会）の設置を申請し、委員長を推薦する。

5.2 JIS 原案作成委員会

5.2.1 委員構成

- (1) 委員には、当協会だけでなく関係主要団体に参加を要請することが望ましい。
- (2) JIS 原案作成委員会委員の委嘱は、“委員会規約”による。
- (3) JIS 原案作成委員会の委員構成は、原則として 20 名以内とし、生産者、使用・消費者、中立者、販売者等の代表者が適正な比率の構成となるよう調整する。商取引に関係する JIS においては、次のようにする。
 - 1) 生産者と使用・消費者は同数とし、両者の和が全体の過半数を占める。
 - 2) 中立者の数は、生産者の数 (=使用・消費者の数) の半数以上、同数以下とする。
 - 3) 販売者の数は、全体の数の 2 割以下とする。販売者による取引量が少ない場合は、除外することができる。

例

生産者	使用・消費者	販売者	中立者
3	3	1	3
3	3	2	2
4	4	0	2
3	3	0	3

- (4) 分科会又は小委員会を設ける場合は、その委員を明示する。
- (5) 利害関係者から参加申請があった場合は、オブザーバとして参加を認めることができる。

5.2.2 JIS 原案作成委員会の回数

- (1) 原則として年間 5 回以内とする。
- (2) 分科会又は小委員会を設置する場合は、全委員会の回数を原則として 10 回以内とし、本委員会（JIS 原案作成委員会）を少なくとも 3 回開催する。

5.3 JIS 原案作成方法

5.3.1 JIS 原案テンプレート JIS 原案を作成する場合は、財団法人日本規格協会が指定する“JIS 原案テンプレート”を使用する。

5.3.2 JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法 JIS 原案は、“JIS Z 8301 規格票の様式及び作成方法”等の書類が指示する方法に従って作成する。事務局は必要な書類の入手方法

を連絡する。

5.4 提出

5.4.1 JIS 原案 JIS 原案作成委員会は、“解説”を付けて事務局へ提出する。

5.4.2 その他の提出書類 事務局は、その他の必要書類を JIS 原案作成委員会と相談して作成し、財団法人日本規格協会へ提出する。

6 著作権

(1) 工業標準化法第 12 条に基づき、財団法人日本規格協会に応募して作成した JIS 規格本体の著作権は、本協会及び財団法人日本規格協会がそれぞれ 50%ずつ保有する。

(2) 公的機関からの委託研究、調査研究等において作成した JIS 規格の著作権は、当該機関との協議による。

7 機関誌上での広報

事務局は、本協会が作成した JIS 原案が、新規 JIS 規格又は改正 JIS 規格として制定された場合、又は既存 JIS が廃止された場合、直ちに機関誌上に広報する。

(附則)

本規定の制定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付記)

平成 19 年 3 月 15 日制定（理事会承認）

平成 21 年 11 月 26 日改定（理事会承認）

(注記)

規格委員会の内規“JIS の新規制定・継続・廃止に関する協会案作成マニュアル”は、廃止する。